

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3375号)

令和8年7月23日

横 情 審 答 申 第 3375 号

令 和 8 年 7 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年6月25日港北福第476号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会、港北区連合自治会の活動、経理、会費の徴収や使用（交際費、飲食費等）、市補助金の申請や使用等について 全3件」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に掲げる行政文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 5 月 7 日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

港北区福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）は特定自治会等に係る所管課ではないため、自治会等に保健活動推進委員に関することで問い合わせることはない。保健活動推進委員活動費についても、各保健活動推進委員に問い合わせるため、本件審査請求文書は作成又は保有していない。

また、本件開示請求書に記載のあった市民からの提案（以下「本件広聴」という。）について、回答課決定のための協議については全て口頭で行い、メール等を含めた文書による協議を行っていない。協議の結果、回答は市民局が行うこととなったため、福祉保健課から回答した文書はない。本件審査請求を受け、担当職員に対し改めて確認したが、文書及び電子データにより行ったものはない。

したがって、本件審査請求文書はいずれも作成又は取得しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

- (2) 保健活動推進員が地域活動推進費補助金の交付対象とされていること（以下「本件事案」という。）について、交付決定取消し、補助金の返還、そして自治会費の返金もできるよう、通報、質問、提案、処分依頼等行ってきた。この求めに関して対応文書が福祉保健課にないという回答は不作為的で、市長、区長への提案制度上あり得なく、ない場合は回答時期も含め問題である。
- (3) 請求したのは、保健活動推進員に活動についての提案、求めに対する、区の対応状況に関する文書である。福祉保健課は対象文書を狭めて特定している。請求人が求める福祉保健課の文書は、請求人が提起した本件事案に関して、保健活動推進員について福祉保健課が所有している全ての文書である。
- (4) 市補助金不正使用に係る市長、区長への通報、提案、調査依頼等に対し共有文書もない中、口頭で調整、協議することは不可能。事務処理を適正に行うこともできず、誰が何を理由にどのような決裁をしたのか等、文書管理、事務決裁規定等に反する。

5 審査会の判断

(1) 保健活動推進員に係る事務について

福祉保健課では事務局として、港北区保健活動推進員の管理や委嘱された推進員が地域の健康づくりを推進できるよう会議や研修会の運営を行っている。

2年度に一度の一斉改選では、自治会町内会長宛てに推薦依頼を行い、取りまとめて市事務局へ提出し、年度初めには委嘱式を開催する。

市から配付された活動費については、年度初回の地区会長会議にて予算案を決議、5月頃に各地区保健活動推進員指定の口座へ振り込み配付した上で会計担当者説明会を開催する。配付した活動費が適正に執行されているか確認するため、3月に各地区へ会計報告書の提出を依頼する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会及び港北区連合自治会（以下これらを総称して「特定自治会等」という。）の活動、経理、会費の徴収及び使用、市補助金の申請及び使用等に関する以下の文書と解される。

ア 令和6年12月1日以降、福祉保健課が、特定自治会等の活動等に対して調査等を実施したことの分かる書類及びその回答等の書類の一切（以下「文書1」という。）。

イ 令和6年12月1日以降、福祉保健課が、特定自治会等に関する情報を関係部署に共有し、対応を協議したことが分かる書類の一切（以下「文書2」という。）。

ウ 令和6年12月から、福祉保健課へ情報提供された特定自治会等の活動等に対して、提案書の配付先、配付書類、協議、調査、回答内容等の提案に対する措置内容や情報提供後の市区の対応の分かる書類の一切（以下「文書3」という。）。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 自治会町内会及び連合自治会との連絡及びその振興に関することとして、補助金の交付、区連会定例会に係る事務などは、自治会を所管する地域振興課が担い、福祉保健課においては、保健活動推進員に関する事務について対応している。

(イ) 文書1について、福祉保健課は自治会の所管課ではないため、自治会町内会に保健活動推進員の活動について問い合わせることはなく、また、各保健活動推進員に対し本件事案について調査した事実もないため、文書1は作成しておらず、保有していない。

(ウ) 文書2について、福祉保健課は自治会の所管課ではないこと、また、福祉保健課において本件事案に関する書類を直接受け取ったことがないことから、関係部署へ本件事案を共有・協議したことはないため、文書2は作成しておらず、保有していない。

(エ) 文書3について、本件広聴は、本件開示請求時点において回答課を探索中であつた。また、一般的にどの課が回答するかについての協議は、区局間で電話・対面にて口頭で調整が行われるため、協議に係るメモ等は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

文書1及び文書2について、自治会の所管課ではない福祉保健課が本件事案に関する調査等を実施していないこと、また、文書3について、本件開示請求時点においては、本件広聴への回答がなされていないことから本件事案に関する文書を作成しておらず保有していないという実施機関の主張は、不自然ではなく、他に行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 本件審査請求文書

特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会、港北区連合自治会の活動、経理、会費の徴収や使用（交際費、飲食費等）、市補助金の申請や使用等について

1 2024年12月1日以降、港北区福祉保健課から上記自治会に対して、自治会運営、収支、活動実績等について、情報提供、調査、指導、書類の提出の求め等を行ったことの分かる書類一切、及び各自治会、会長、役員等からの回答内容等の分かる書類一切（自治会からの書類は、既提供分を除く） 対象には上記自治会から名目を問わず金品の助成を受けている団体や組織、自治会活動と関連する団体を含む ① スポーツ推進、保健活動推進、児童青少年員、家庭防災員等の横浜市、港北区等から地域に推薦依頼した委員、その連合組織 ② 自治会から助成金（負担金、会議費（食事）、懇親会費等名目を問わず）の受領、会議での食事の提供を受けている地域団体（特定地区社会福祉協議関係、放置自転車関係、健民祭、ふるさと港北ふれあいまつり、親子スキー、グランドゴルフ大会、特定地区ユニホック活動、ペットボトルロケット大会等） ③ 特定管理組合、管理会社（特定事業者） 2 2024年12月1日以降、港北区福祉保健課が自治会運営に係る情報を横浜市や港北区関係部署内、港北消防署、港北警察署、港北社会福祉協議会等の団体等と共有し、対応を協議したことが分かる書類一切 消防団、防犯協会、特定地区社会福祉協議会（事業）、地区センター、ケアプラザ等を含む 3 2024年12月から港北区福祉保健課へ情報提供した自治会活動、補助金申請や使用等に関することについて、提案書を配った先、配った書類、協議、調査、回答内容等の提案に対する措置内容や情報提供後の市区の対応の分かる書類一切

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 6 月 2 5 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 8 月 1 4 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 5 月 2 2 日 (第409回第一部会)	・ 審議
令 和 8 年 6 月 2 5 日 (第410回第一部会)	・ 審議